

## 泉大津市高効率給湯器設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民の自主的な取組を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、高効率給湯器を設置する者に対して、予算の範囲内において、高効率給湯器設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「高効率給湯器」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、未使用品をいう。

- (1) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器 CO<sub>2</sub>を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器で、日本産業規格（JIS C 9220）の性能表示があること
- (2) 潜熱回収型給湯器 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること
- (3) 家庭用燃料電池 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。
- (4) その他、市長が特に認めるもの

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、泉大津市内に住所を有し、かつ、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅に高効率給湯器を別に定める要件により設置する者
- (2) 市税を滞納していない世帯の者

2 この要綱による補助金の交付を受けた日から5年を経過していない者は、前項の規定にかかわらず対象としない。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、高効率給湯器購入価格（消費税等を含む。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり、次の各号に定める額を限度とする。ただし、2つ以上の機能を有する高効率給湯器の補助金の額は高い金額とする。

- (1) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器 20,000円
- (2) 潜熱回収型給湯器 10,000円
- (3) 家庭用燃料電池 50,000円

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内において、次に掲げる書類を添付して、高効率給湯器設置補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 高効率給湯器を設置したことを証する領収書及び保証書(機種の種類、購入者の住所氏名が明記されていること。)の写し
- (2) 高効率給湯器を設置したことを証する写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては高効率給湯器設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては高効率給湯器設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者は、高効率給湯器設置補助金交付請求書(様式第4号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取り消し、すでに補助金を交付しているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(協力の要請)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて電気及びガスの使用量のデータ提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、泉大津市高効率給湯器設置に関する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成23年8月24日から施行し、改正後の泉大津市高効率給湯器設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既にされた泉大津市高効率給湯器設置補助金に係る交付申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に申請等がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。